

定教第 27 号議案

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の  
一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和 4 年 9 月 6 日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

令和 4 年 6 月 21 日付け文部科学省事務次官通知（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について）で、教員免許更新制により期限切れ失効となった教員免許状の再授与について、申請書類の簡素化により円滑な再授与手続を行うよう求められたことに伴い、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

## 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する 規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下「令和4年改正法」という。）の施行の際現に効力を有しない普通免許状（神奈川県教育委員会又は神奈川県知事が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項により効力を失ったものを除く。以下「期限切れ免許状」という。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、次の各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 期限切れ免許状の原本

(2) 期限切れ免許状が令和4年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項の規定により失効した普通免許状の場合は、同条第3項に規定する修了確認期限に同条第2項に規定する旧免許状所持現職教員であつたことを証明する書類

(3) 戸籍抄本

(4) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証、旅券又は健康保険証の写し

第3条に次の1項を加える。

- 2 期限切れ免許状と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、第2条第3項各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。

第4条に次の1項を加える。

- 3 期限切れ免許状と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、第2条第3項各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第9号に掲げる書類の提出を省略することができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 新旧対照表

○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（令和4年9月 日施行）

新	旧
<p>第1条（略） （普通免許状の授与等の申請）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下「令和4年改正法」という。）の施行の際現に効力を有しない普通免許状（神奈川県教育委員会又は神奈川県知事が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項により効力を失つたものを除く。以下「期限切れ免許状」という。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、次の各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>期限切れ免許状の原本</u></p> <p>(2) <u>期限切れ免許状が令和4年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項の規定により失効した普通免許状の場合は、同条第3項に規定する修了確認期限に同条第2項に規定する旧免許状所持現職教員であつたことを証明する書類</u></p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証、旅券又は健康保険証の写し</u></p> <p>第2条の2（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 <u>期限切れ免許状と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、第2条第3項各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>第3条の2（略） （教育職員検定による普通免許状の授与の申請）</p> <p>第4条（略）</p>	<p>第1条（略） （普通免許状の授与等の申請）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>第2条の2（略）</p> <p>第3条（略） （新設）</p> <p>第3条の2（略） （教育職員検定による普通免許状の授与の申請）</p> <p>第4条（略）</p>

新	旧
2 (略) 3 期限切れ免許状と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、 <u>第2条第3項各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第9号に掲げる書類の提出を省略することができる。</u> 第5条～第23条 (略)	2 (略) (新設) 第5条～第23条 (略)

## 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

令和 4 年 6 月 21 日付け文部科学省事務次官通知（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について）で、教員免許更新制により期限切れ失効となった教員免許状の再授与について、申請書類の簡素化により円滑な再授与手続を行うよう求められたため、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

更新制により期限切れ失効となった次の各号の免許状（神奈川県教育委員会又は神奈川県知事が授与したものに限る。）の再授与申請を行う場合に、期限切れ失効となった免許状の原本、期限切れ失効となった免許状が旧免許状の場合は修了確認期限に現職教員であることを証明する書類、本人確認書類の提出があるときは、申請書類の一部を省略できるものとする。

#### (1) 免許法別表第 1（教諭）、別表第 2（養護教諭）又は別表第 2 の 2（栄養教諭）に基づき授与された免許状

学力に関する証明書、卒業・修了証明書、介護等体験に関する証明書、実務に関する証明書（勤務経験により教育実習の単位を他の単位に振り替える場合）の提出を省略できる。

（第 2 条第 3 項）

#### (2) 免許法第 16 条第 1 項（教員資格認定試験の合格）に基づき授与された免許状

教員資格認定試験の合格証明書の提出を省略できる。

（第 3 条第 2 項）

#### (3) 検定に基づき授与された免許状

実務に関する証明書又は技術に関する証明書の提出を省略できる。

（第 4 条第 3 項）

### 3 施行期日

公布の日

### 4 パブリックコメントの実施結果について

令和 4 年 7 月 27 日から 8 月 25 日まで「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づく意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、提出された意見はなかった。